

改正

平成25年3月29日訓令第12号

有田市原産地呼称管理制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原産地を名乗るために必要な基準等を定める有田市原産地呼称管理制度を運営し、生産情報が消費者へ開示された高い品質の農産物及び農産物加工品（以下「農産物等」という。）を提供していくことで、消費者の信頼を得て地域の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 有田市原産地呼称管理制度とは、品目別の認定基準に適合した農産物等に原産地の呼称を認定するものである。

(有田市原産地呼称管理委員会の設置)

第3条 制度の運営のために、有田市原産地呼称管理委員会（Arida Appellation Origin Control Committee。以下「管理委員会」という。）を設置する。

(管理委員会の役員)

第4条 管理委員会に会長を1名置く。

- 2 管理委員会に顧問を置くことができる。
- 3 会長が執務を行うことができない場合は、あらかじめ定める職務代理者が執務を代行する。

(管理委員会の構成)

第5条 管理委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、第7条で設置する品目別委員会委員長、第12条で設置する品目別官能審査委員会委員長、関係機関の職員、学識経験者、農産物等の生産、流通、消費について専門的な知識のある者から、市長が委嘱する。
- 3 委員会の事務局は、経済建設部ふるさと創生室に設置する。

(管理委員会の職務及び報酬)

第6条 管理委員会は、この制度の運営に係る基本的事項、品目別委員会及び品目別官能審査委員会に共通する事項について検討し、決定する。

- 2 管理委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(品目別委員会の設置)

第7条 品目毎の制度運営を行うために、品目別委員会を設置する。

(品目別委員会の役員)

第8条 品目別委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。

(品目別委員会の構成)

第9条 品目別委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、当該品目の生産、流通、消費について専門的な知識のある者等から、

市長が委嘱する。

(品目別委員会の職務及び報酬)

第10条 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営について、必要な事項を決定する。

2 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営を行う。

3 品目別委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第11条 品目別委員会の事務局は、経済建設部に設置する。

(品目別官能審査委員会の設置)

第12条 品目毎の官能審査を行うために、品目別官能審査委員会を設置する。

(品目別官能審査委員会の役員)

第13条 品目別官能審査委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

(品目別官能審査委員会の構成)

第14条 品目別官能審査委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、当該品目の官能審査ができる専門家及び消費者等から、市長が委嘱する。

(品目別官能審査委員会の職務及び報酬)

第15条 品目別官能審査委員会は、当該品目の官能審査を行う。

2 品目別完納審査委員会委員の報酬は、別表のとおりとする。

(事務局)

第16条 品目別官能審査委員会の事務局は、経済建設部ふるさと創生室に設置する。

(認定基準等の制定)

第17条 原産地呼称の認定の基準、審査の基準、審査の方法、認定された農産物等の表示の基準等については、品目別委員会が検討し、市が決定する。

(認定基準等の公表)

第18条 品目別委員会は、認定の基準及び認定された農産物等の表示の基準を定めたとき、または、改正をしたときは公表するものとする。

2 審査の基準及び審査の方法については、審査に支障のない範囲で公表するものとする。

(認定手続き)

第19条 認定を受けようとする者は、品目別委員会で別に定める様式に必要事項を記載した申請書を品目別委員会委員長に提出しなければならない。

(審査)

第20条 認定のための審査は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条の申請書類に基づく書類審査

(2) 申請された農産物等の品質審査

(3) 申請された農産物等の官能審査

2 前項の審査のほか、必要に応じて現地審査を実施する。

3 前2項のうち、書類審査、品質審査及び現地調査については、品目別審査委員会が行い、それらの審査基準を満たしたものについて、品目別官能審査委員会が官能審査を行う。

(認定)

第21条 品目別委員会及び品目別官能審査委員会は、審査結果に基づき、農産物等の原産地呼

称認定を行う。

2 品目別委員会は、認定結果を管理委員会及び申請者に報告する。

(認定の公表)

第22条 品目別委員会は、認定した農産物等を公表する。

(表示)

第23条 認定された農産物等（以下「呼称管理農産物等」という。）には、「有田市原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、詳細は品目別委員会で定める。

3 文字の大きさは、日本産業規格に定める8ポイント以上とする。

4 第1項の表記には、「有田市モデル認定品」又は「Arida Appellation Control」を併記することができる。

(内容表示)

第24条 呼称管理農産物等には、第17条に基づき品目別委員会が定めた表示基準により内容を表示しなくてはならない。

2 前項の表示の方法については、品目別委員会で定める。

(表示に関する指示等)

第25条 生産者は、呼称管理農産物等に正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

2 品目別委員会は、呼称管理農産物等の表示が不適當であると認めたときは修正を指示する。

(排他的利用)

第26条 第23条の規定による表示は、呼称管理農産物等以外の農産物等（以下「偽装農産物等」という。）に使用してはならない。

2 品目別委員会は、偽装農産物等の生産者に対して、表示の修正を求めるものとする。

(呼称管理農産物等の生産者の責務)

第27条 呼称管理農産物等の生産者は、本要綱の規定に従うとともに、品目別委員会の指示に従い、責任を負うものとする。

(市の責務)

第28条 市は、この制度を広く周知し、地域の活性化につながるよう努めるものとする。

(立入検査及び報告徴収)

第29条 品目別委員会は、この要綱に基づき必要な範囲において、呼称管理農産物等の生産者、販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求め、又は関係箇所の立入調査を求めることができる。

(認定の取消し及び回収)

第30条 品目別委員会は、前条の調査結果等に基づき、呼称管理農産物等の認定の取消しを行うことができる。

2 前項により呼称管理農産物等の認定が取り消された場合、品目別委員会は、その回収を求めることができる。

(公表)

第31条 前条第2項の回収を生産者が相当な期間行わない場合は、品目別委員会は、農産物等の名称、生産者を公表することができる。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日訓令第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第6条、第10条、第15条関係)

区分	報酬額
管理委員会委員	1回につき 15,000円
品目別委員会委員	1回につき 7,500円
品目別官能審査委員会委員	1回につき 30,000円